十七 第61条 (漁業協同組合等の留保所得の特別控除) 関係

改 正 後	
(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)	(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)
61 - 12	61 - 12
(1) 漁業協同組合については、水産業協同組合法第11条第1項第1号から第	(1) 漁業協同組合については、水産業協同組合法第11条第1項第1号から第
<u>13号</u> まで <u>及び第15号</u> の各号の区分	<u>10号</u> までの各号の区分
(2) 漁業協同組合連合会については、水産業協同組合法第87条第1項第1号	(2) 漁業協同組合連合会については、水産業協同組合法第87条第1項第1号
から <u>第13号</u> まで <u>及び第15号</u> の各号の区分	から <u>第11号</u> までの各号の区分
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6) 森林組合連合会については、森林組合法第101条第1項第1号から第16	(6) 森林組合連合会については、森林組合法第101条第1項第1号から第15
<u>号</u> までの各号の区分	<u>号</u> までの各号の区分
(7) 商工組合については、中小企業団体の組織に関する法律第17条第2項第	(7) 商工組合については、中小企業団体の組織に関する法律第17条第2項第
1号から <u>第4号</u> までの各号の区分。ただし、同項第3号の事業については、	1号から <u>第3号</u> までの各号の区分。ただし、同項第3号の事業については、
体育施設又は教養文化施設に係る事業とその他の事業との区分((8)、(9)に	体育施設又は教養文化施設に係る事業とその他の事業との区分((8)、(9)に
おいて同じ。)	おいて同じ。)
(8)	(8)
(9)	(9)
(10)	(10)
(11) 生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振	(11) 生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振
興に関する法律第8条第1項第4号から第10号まで <u>及び第12号</u> の各号の区	興に関する法律第8条第1項第4号から第10号までの各号の区分
分	
(12) 生活衛生同業組合連合会については、生活衛生関係営業の運営の適正化	(12) 生活衛生同業組合連合会については、生活衛生関係営業の運営の適正化
及び振興に関する法律第54条第3号から第9号まで <u>及び第11号</u> の各号の区	及び振興に関する法律第54条第3号から第9号までの各号の区分
分	

改	正	後	改	正	前	
(13)			(13)	(13)		

十八 第62条の3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

	改	正	後		改	正	前
(宅地建物取	引業法に規定する報酬	州の額の範囲)		(宅地建物取	川業法に規定する	報酬の額の範囲)	
62の 3 (1) - 11				62Ø 3(1) - 11			
(1) 昭和45	年10月23日付建設省告	示第1552号「宅地路	建物取引業者が宅地又は	(1) 昭和45年	₹10月23日付建設 [:]	省告示第1552号「	宅地建物取引業者が宅地又は
建物の売	買等に関して受けるこ	ことができる報酬の額	顔を定める件」 <u>第7 た</u>	建物の売り	買等に関して受け	ることができる報	弱酬の額を定める件」 <u>第6ただ</u>
<u>だし書</u> に	規定する広告の料金相	1当額		<u>し書</u> に規定	定する広告の料金	相当額	
(2)				(2)			
(建築面積等	の意義)			(建築面積等(の意義)		
62Ø 3(5) - 15	措置法第62条の3第	34項第6号及び第	8号同項	62Ø 3(5) - 15	措置法第62条の	3 第 4 項第 5 号及	<u>෭び第7号</u> <u>同項</u>
<u>第 7 号</u>	措置法令第	第38条の4第18項第	2号口	<u>第6号</u>	<u>措置法</u>	令第38条の4第1	7項第2号口
(建築物を2	以上の者が建築する場	場合の取扱い)		(建築物を2)	以上の者が建築す	る場合の取扱い)	
62Ø 3(5) - 16	措置法第62条の3第	<u> 4 項第 8 号</u>	<u>同項第15号</u>	62の 3 (5) - 16	措置法第62条の	3 第 4 項第 7 号	<u>同項第14号</u>
(1) <u>同項第</u>	8号	<u> </u>		(1) <u>同項第</u>	7 <u>号</u>	<u>同項第14号</u>	
(2) 同項第	8号			(2) <u>同項第</u>	7 <u>号</u>		
(3) <u>同項第</u>	<u>15号イ</u>			(3) <u>同項第1</u>	<u>4号イ</u>		
(一団の宅地	の面積の判定)			(一団の宅地の	の面積の判定)		
62Ø 3(5) - 17	措置法第62条の3第	94項第10号イ、第1	2号イ又は第13号イ	62Ø 3(5) - 17	措置法第62条の	3 第 4 項第 9 号イ	、第11号イ又は第12号イ

(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)	(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)
62の3(5) - 18 措置法第62条の3第4項第10号、第11号及び第12号	62の3(5)-18 措置法第62条の3第4項第9号、第10号及び第11号
<u>同項第10号口</u>	同項第9号口
(宅地の造成の意義)	(宅地の造成の意義)
62の3(5) - 19 措置法第62条の3第4項第10号	62の3(5)-19 措置法第62条の3第4項第9号
(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)	(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)
62の3(5)-20 措置法第62条の3第4項第12号又は第13号	62の3(5)-20 措置法第62条の3第4項第11号又は第12号
注	闰
措置法第62条の 3 第 4 項第12号	措置法第62条の3第4項第11号
(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)	(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)
62の3(5) - 21 措置法規則第21条の19第2項第10号又は第13号	62の 3(5) - 21 措置法規則第21条の19第2項第9号又は第12号
措置法第62条の3第4項第10号又は第13号	措置法第62条の3第4項第9号又は第12号
(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)	(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)
62Ø 3(5) - 22	62O 3(5) - 22
(1)	(1)
(2) <u>同項第8号</u>	(2) <u>同項第7号</u>
(3) 同項第10号、第12号又は第13号	(3) 同項第9号、第11号又は第12号
(4) 同項第14号	(4) 同項第13号

	改	正	後		改	正	前
(住宅又は中間	高層の耐火共同住宅の	建設を行う者)		(住宅又は中間	高層の耐火共同住宅の	建設を行う者)	
62Ø 3(5) - 23	措置法第62条の3第	4 項第14号又は第15号	<u>同項</u>	62の 3 (5) - 23	措置法第62条の3第	4 項第13号又は第14号	同項
第14号本文允	かっこ書			<u>第13号本文</u>	<u>) っこ書</u>		
注 同項第	<u>8号</u>			注 同項第二	7 <u>号</u>		
(中高層の耐り	火共同住宅の住居の用	途に供する独立部分及	び床面積の判定)	(中高層の耐り	火共同住宅の住居の用	途に供する独立部分及	び床面積の判定)
62Ø 3(5) - 24	措置法第62条の3第	4 項第14号口		62の 3 (5) - 24	措置法第62条の3第	4 項第13号口	
(床面積の4分	分の3以上に相当する	部分が専ら居住の用に	供されるものである	(床面積の45	分の3以上に相当する	部分が専ら居住の用に	供されるものである
かどうかの判別	Ē)			かどうかの判定	Ē)		
62Ø 3(5) - 25	措置法令第38条の49	第26項第 3 号		62の 3 (5) - 25	措置法令第38条の43	第25項第3号	
(優良住宅の記	忍定を受けた併用住宅(の敷地)		(優良住宅の記	図定を受けた併用住宅(の敷地)	
62Ø 3(5) - 26	措置法第62条の3第	4 項第14号二		62 0 3 (5) - 26	措置法第62条の3第	4 項第13号二	
(土地等の一部	部が住宅以外の施設の!	敷地の用に供される場合	合の除外規定の適用)	(土地等の一部	8が住宅以外の施設の	敷地の用に供される場合	膏の除外規定の適用)
62の 3 (5) - 27	措置法第62条の3第	4 項第14号		62の 3 (5) - 27	措置法第62条の3第	4 項第13号	
(換地処分後の	の土地等の譲渡)			(換地処分後の	の土地等の譲渡)		
62Ø 3(5) - 28				62の 3 (5) - 28			
	措置法第62条の3	第 4 項第15号			措置法第62条の 3 🤄	第 4 項第14号	
(一の住宅の類	意義等)			(一の住宅の頽	意義等)		
6200 3 (5) - 29	措置法令第38条の49	第28項		62の 3 (5) - 29	措置法令第38条の43	第27項	

注措置法第62条の3第4項第15号	注措置法第62条の3第4項第14号
(併用住宅の場合)	(併用住宅の場合)
62Ø 3(5) - 30	62Ø 3 (5) - 30
措置法第62条の3第4項第15号	措置法第62条の3第4項第14号
注措置法令第38条の4第28項	注措置法令第38条の4第27項
(床面積の意義)	(床面積の意義)
62の3(5)-31 措置法第62条の3第4項第14号ロ、措置法令第38条の4第26項	62の3(5)-31 措置法第62条の3第4項第13号口、措置法令第38条の4第25項
第3号、同項第4号、同条第28項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第	第3号、同項第4号、同条第27項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第
15号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する	14号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する
床面積によるものとする。	床面積によるものとする。
(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当す	(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当す
ることとなった場合の証明書類)	ることとなった場合の証明書類)
62Ø 3 (5) - 34	62O 3 (5) - 34
同条第4項第10号から第15号まで同条第4項	同条第4項第9号から第14号まで同条第4項
第10号から第15号まで措置法規則第21条の19第 2 項第10号か	第 9 号から第14号まで措置法規則第21条の19第 2 項第 9 号か
<u>ら第15号まで</u>	<u>ら第14号まで</u>
(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)	(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)
62の3(6)-6措置法令第38条の4第34項第2号から第6号ま	62の3(6)-6措置法令第38条の4第33項第2号から第6号ま
<u> </u>	で
(土地等以外の資産がある場合の取得日)	(土地等以外の資産がある場合の取得日)
62の3(6) - 7措置法令第38条の4第34項第3号から第6号ま	62の3(6) - 7措置法令第38条の4第33項第3号から第6号ま
で	で

	改	正	後		改	正	前
(取得日の異	なる土地等がある場合	含の区分)		(取得日の異	なる土地等がある	場合の区分)	
62の3(6) - 8	<u>措置</u>	≣法令第38条の4	第34項第3号から第6号ま	62Ø 3(6) - 8	<u>‡</u>	措置法令第38条の4	4 第33項第 3 号から第 6 号ま
<u>で</u>				<u>で</u>			
注				注			
(開発許可等	を受けることができる	らと見込まれる日	の認定)	(開発許可等	を受けることができ	きると見込まれるE	日の認定)
62 の 3 (6) - 10	措置法令第38条の4	第30項又は第31	項同条第29	62Ø 3 (6) - 10	措置法令第38条(の 4 第29項又は第3	0項同条第28
項				項			
注	措置法第62条	その3第4項第10)号から第15号まで	注	措置法第6	52条の3第4項第9	9号から第14号まで
(予定期間内	において優良住宅地等	手のための譲渡に	該当しないこととなった場	(予定期間内	において優良住宅 [」]	地等のための譲渡に	こ該当しないこととなった場
合の取扱い)				合の取扱い)			
62 の 3 (6) - 11				62Ø 3(6) - 11			
	同条第 4 項第10号	けい 第15号まで	<u>.</u>		同条第 4 項第	9 号から第14号まで	<u>-</u>

十九 第63条 《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

	改	正	後		改	正	前
(宅	地建物取引業法に規定す	る報酬の額の範囲)		(宅	地建物取引業法に規定す	る報酬の額の範囲)	
63 (1)	- 12			63(1)	- 12		
(1)	昭和45年10月23日付建	設省告示第1552号「:	宅地建物取引業者が宅地又は	(1)	昭和45年10月23日付建	設省告示第1552号「	宅地建物取引業者が宅地又は
	建物の売買等に関して受	けることができる報	酬の額を定める件」 <u>第7 た</u>		建物の売買等に関して受	けることができる報	酬の額を定める件」 <u>第6ただ</u>
	<u>だし書</u> に規定する広告の	料金相当額			<u>し書</u> に規定する広告の料	 金相当額	
(2)				(2)			

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)
63(6) - 6
(土地等以外の資産がある場合の取得日)
63(6) - 7
(取得日の異なる土地等がある場合の区分)
63 (6) - 8
(注)

二十 第64条~第65条の2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

	改	正	後		改	正	前
(収用等に	伴う課税の特例を受ける	る権利の範囲)		(収用等)	こ伴う課税の特例	を受ける権利の範囲)	
64(1) - 6	措置法第64条第1項第5	<u>5 号</u>		64(1) - 6	措置法第64条第	1項第6号	
(権利変換	により新たな権利に変換	負することがないも	のの意義)	(権利変技	奐により新たな権	利に変換することがない	1ものの意義)
64(1) - 7	措置法第64条第1項第6	<u>6号</u> に規定する「都	市再開発法に規定する権	64(1) - 7	措置法第64条第	1項第6号の2に規定す	する「都市再開発法に規定す
利変換に	より新たな権利に変換を	をすることのないも	の」 <u>又は同項第6号の2</u>	る権利変	変換により新たな	権利に変換をすることの	かないもの」とは、例えば、
に規定す	る「密集市街地における	る防災街区の整備の	促進に関する法律に規定	地役権、	工作物所有のた	めの地上権又は賃借権を	をいうことに留意する。
する権利	変換により新たな権利は	こ変換をすることの	ないもの」とは、例えば、				

改 正 後 改 正 前 地役権、工作物所有のための地上権又は賃借権をいうことに留意する。 (権利変換による補償金の範囲) (権利変換による補償金の範囲) 64(2) - 15 措置法第64条第1項第3号の2又は第3号の3に規定する補償金に 64(2) - 15 措置法第64条第1項第3号の2に規定する補償金には、都市再開発 法第91条第1項の規定により補償として支払われる利息相当額は含まれるが、 は、都市再開発法第91条第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第226条第1項の規定により補償として支払われる利息相当 同条第2項の規定により支払われる過怠金の額及び同法第118条の15第1項 額は含まれるが、都市再開発法第91条第2項又は密集市街地における防災街 の規定により支払われる利息相当額は含まれないことに留意する。 区の整備の促進に関する法律第226条第2項の規定により支払われる過怠金 の額及び都市再開発法第118条の15第1項の規定により支払われる利息相当 額は含まれないことに留意する。 (土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合) (土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合) 64(2) - 16 64(2) - 16措置法令第39条第16項......措置法令第39条第13項....... (取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金) (取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金) 64(2) - 18 64(2) - 18措置法令第39条第16項第2号......措置法令第39条第16項第2号.....措置法令第39条第13項第2号......措置法令第39条第13項第2号..... (換地処分等に伴う損失補償金) (換地処分等に伴う損失補償金) 64(2) - 19 64(2) - 19措置法令第39条第16項.......措置法令第39条第13項....... (発生資材等の売却代金) (発生資材等の売却代金) 64(2) - 20 64(2) - 20

措置法令第39条第16項第2号
(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)
CA(2) 22 第二括士华地市即及東娄贝比院《华区数伊東娄乔佐尔地

642) - 22 第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行地区内の建築物に借家権を有する法人が都市再開発法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に都市再開発法第91条第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものについては、措置法第64条第2項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類を当該事業年度の確定申告書等に添付しなければならないものとする。

(1)

(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項 又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条 の規定により読み替えられた同法第212条第3項の規定により権利変換計 画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償 金

<u>(3)</u>

(4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第3項 の規定による申出の理由が措置法令第39条第9項各号に掲げる場合に準ず るものであることにつき、防災街区整備事業の施行者が審査委員の過半数 の同意を得て、又は防災街区整備審査会の議決を経てこれに該当するもの と認めた場合に受ける補償金

(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)

64(3) - 9 Ø 2

......措置法令第39条第13項第2号......

(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)

64(2) - 22 第一種市街地再開発事業の施行地区内の建築物に借家権を有する法人が都市再開発法の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に同法第91条第1項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものについては、措置法第64条第2項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類を当該事業年度の確定申告書等に添付しなければならないものとする。

(1)

(2)

(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)

64(3) - 9 Ø 2

	改		正	後	:		改		正	前	
Œ	i1 措置法令第 2		······································				1 <u>措置法令第</u> 2	39条第15項各号	······································		
64(4	双用証明書の区分 4) - 1 引表 1 収用証明					64 (4)		一覧表) 			
Σ	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備考	X	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備考
1				措置法規則14 条 5 項 1 号		1				描置法規則14 条7項1号	
2				措置法規則14 条 5 項 1 号		2				措置法規則14 条 7 項 1 号	
	3			措置法規則14条5項2号	1	3				措置法規則14 条 7 項 2 号	1

				… 行中基機則第1 1 行中基機別第1 3 近小盤加 1 近小盤機構無機無機無無無無長無上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						地域 振興弦第 19条第 1 項第 3 号 地域 振団 振興団
4		 	措置法規則14 条5項2号			4		 	 措置法規則14 条 7 項 2 号	
	5	 	 措置法規則14 条 5 項 3 号イ				5	 	 措置法規則14 条7項3号イ	
	6	 	 措置法規則14 条 5 項 3 号イ				6	 	 措置法規則14 条7項3号イ	
	7	 	 措置法規則14 条 5 項 3 号イ				7	 	 措置法規則14 条7項3号イ	
	8	 	 措置法規則14 条 5 項 3 号イ				8	 	 措置法規則14 条7項3号イ	
	9	 	#置法規則14 条5項3号イ				9	 	 措置法規則14 条7項3号イ	
	10	 					10	 		

改	正	後			改	 正	前	
		措置法規則14 条5項3号イ					措置法規則14 条7項3号イ	
11	 	 措置法規則14 条 5 項 3 号イ		11		 	 措置法規則14 条 7 項 3 号イ	
12	 	措置法規則14 条5項3号イ		12		 	 措置法規則14 条 7 項 3 号イ	
13	 	措置法規則14 条5項3号イ		13		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
14	 	#置法規則14 条5項3号イ		14		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
15	 	#置法規則14 条5項3号イ		15		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
16	 	#置法規則14 条5項3号イ		16		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
17	 	#置法規則14 条5項3号イ		17		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
18	 	措置法規則14 条5項3号イ		18		 	#置法規則14 条7項3号イ	
(1802)	 	 措置法規則14 条 5 項 3 号イ		(180)	D	 	 措置法規則14 条7項3号イ	

19		 措置法規則14	
		条5項3号イ	
20 電気通信		 	1 「認
事業法第		措置法規則14	電気通信
120条第1		条5項3号イ	<u>業者</u> 」と
<u>項</u> に規定す			
る <u>認定電気</u>			電気
通信事業者			信事業法
(1)が設			117 条第
置する <u>同法</u>			<u>項</u> に規定
第9条に規			る
定する電気			
通信回線設			2
備			(重
			通信事業
			第9条)
			3
21		 	
		措置法規則14	
		条5項3号イ	
22		 	
		措置法規則14	<u>ガフ</u>
		条5項3号イ	業法第2
	1		
			第13項
23		 	第13項
23		 措置法規則14	<u>第13項</u>
23			第13項
23		 措置法規則14	第13項
		 措置法規則14 条 5 項 3 号イ	第13項
		 措置法規則14 条 5 項 3 号イ	第13項

19		l	l		
				措置法規則14	
				条7項3号イ	
				<u> 赤 / 垻 3 写 1</u>	
20	電気通信				1 「 <u>第 1</u>
事	業法第12			措置法規則14	種電気通信
<u>条</u>	発1項に			条7項3号イ	事業者」と
規	見定する第				は
1	種電気通				
	事業者				電気通
_	1)が設				信事業法第
	ずる <u>同法</u>				9条第1項
	6条第2				に規定する
	に規定す				
	る電気通信				2
]線設備				(電気
	山形以 闸…				
	•				通信事業法
					第6条第2
					<u>項</u>)。
					3
21					
				措置法規則14	
				条7項3号イ	
				3	
22					
				措置法規則14	ガス事
				条7項3号イ	業法第2条
					第12項
23					
				措置法規則14	
				条7項3号イ	
24					
24					
				措置法規則14	
				条7項3号イ	
25					

改	 正	後			改	 正	前	
		措置法規則14 条5項3号イ					措置法規則14 条7項3号イ	
26	 	#置法規則14 条5項3号イ		26		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
27	 	措置法規則14 条 5 項 3 号イ		27		 	措置法規則14 条7項3号イ	
28	 	#置法規則14 条5項3号イ		28		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
29	 	#置法規則14 条5項3号イ		29		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
30	 	#置法規則14 条5項3号イ		30		 	#置法規則14 条7項3号イ	
31	 	#置法規則14 条5項3号イ		31		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
32	 	措置法規則14 条5項3号イ		32		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
33	 	措置法規則14 条5項3号イ		33		 	 措置法規則14 条7項3号イ	
34	 	 措置法規則14 条 5 項 3 号イ		34		 	 措置法規則14 条7項3号イ	

<u>し</u> 当 (<u>オ</u> も 言 才 る 糸 で 有	まった。 まった。 まった。 まった。 はいは、	 	措置法規則14 条 5 項 5 号	
36		 	措置法規則14 条5項3号口	
37		 	措置法規則14 条5項3号口	
38		 	措置法規則14 条5項3号口	
39		 	措置法規則14 条5項3号口	
40		 	措置法規則14 条5項3号口	
41		 	措置法規則14 条 5 項 5 号の 3	

35 第一世級 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、 生は、		措置法規則14 条7項5号	
36	 	措置法規則14 条7項3号口	
37	 	措置法規則14 条7項3号口	
38	 	措置法規則14 条7項3号口	
39	 	措置法規則14 条7項3号口	
40	 	措置法規則14 条7項3号口	
41	 	 措置法規則14 条7項5号の 3	

	改		正	後			改		Œ	前	
42				# 措置法規則14 条 5 項 5 号の 4		42				# 措置法規則14 条 7 項 5 号の 4	
43				措置法規則14 条 5 項 5 号の 5		43				 措置法規則14 条 7 項 5 号の 5	
44		(d)	画、 国、都道 府県、独 立行政市再 <u>生機構</u> は	措置法規則14 条 5 項 4 号	1独立行 政法人都市 再生機構 	44		(1)	国、都道 府県、整備公振展 地域振公団 又は	措置法規則14 条7項4号	1都市基盤整備公団、地域振興整備公団
45				措置法規則14 条 5 項 4 号の 2	1 ・ 独立都市 2 ・ 独上機構 2 ・ 独上機構 ・ 独上機構 ・ でに当政再あおままと機構 ・ でに当政再あおまた。行市でに当政再のおまた。	45				措置法規則14 条7項4号の 2	1基盤団興工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工

⊢				
	46	 	措置法規則14 条 5 項 4 号の 3	地方 公共団体で ある。
	<u>46の2</u>)	 	措置法規則14 条5項4号の 4	
	47	 	措置法規則14 条 5 項 4 号の 5	国 <u>又は</u> 地方公共団 体である場 合において
	48	 	措置法規則14 条 5 項 4 号の 6	
49		 	 措置法規則14 条 5 項 5 号の 2	
50		 	描置法規則14 条 5 項 5 号の <u>6</u>	
51		 	措置法64条1 項3号の2、	<u>独立行</u>

ı				
	46	 	措置法規則14 条7項4号の 3	地方 公共団体、 都市基盤整 備公団又は 地域振興整 備公団であ る。
	<u>4602</u>	 	描置法規則14 条7項4号の <u>4</u>	
	47	 	措置法規則14 条7項4号の <u>5</u>	国、地 方公共団体 又は地域振 興整備公団 である場合 において…
-	48	 	措置法規則14 条7項4号の 6	
49)	 	 措置法規則14 条 7 項 5 号の 2	
50)	 	措置法規則14 条 7 項 5 号の 6	
5	ı	 	措置法64条1 項3号の2、	都市基

<u>口</u> 密集市街地	項に規定する				
<u>における防災</u>	審査委員の同				
街区の整備の	意又は防災街				
促進に関する	区整備審査会				
法律第212条	の議決のあっ				
第3項(密集	た旨の証明				
市街地におけ					
る防災街区の					
整備の促進に					
関する法律施					
<u>行令第43条の</u>					
規定により読					
<u>み替えられる</u>					
場合を含む。)					
の規定により					
<u>防災施設建築</u>					
物の一部等又					
は防災建築施					
<u>設の部分が与</u>					
<u>えられないよ</u>					
<u>うに定められ</u>					
<u>た資産</u>					
八 密集市街地					
<u>における防災</u>					
街区の整備の					
促進に関する					
法律第203条					
第1項の申出					
に基づき同法					
第221条の規					
定による権利					
の変換を受け					
<u>なかった資産</u>					
<u>二</u> 密集市街地					
<u>における防災</u>					
I	I	1	I	I	

	2	١	
Į	Х)	

改		正	後	改		Œ	前	
街位法第に規に額は「一大」を利災のすっ該区に第3年に額にのるた防物の、築取に施一ると合権がある。 一名								
52 都市計画法第 52条の4第1項 (同法第57条の 5及び密集市街 地における防災 街区の整備の促進に関する法律 第285条におい て準用する場合 を含む。)の規定	都市計画法第 52条の4第1 項、同法第57 条の5又は密 集市街地にお ける防災街区 の整備の促進 に関する法律		措置法64条1 項3号の4 措置法規則14 条5項5号の 9	52 都市計画法第 52条の4第1項 (同法第57条の 5において準用 する場合定に 基づいて土地の は土地の上に存 する権利(以下 55までにおいて	当該土地等を 都市計画法第 52条の4第1 項 <u>又は第57条</u> の5の規定に より買い取っ た旨の証明		措置法64条 1 項 3 号の 3 措置法規則14 条 7 項 5 号の 8	

~	
u	1
"	•

に基づいて土地 又は土地の上に 存する権利(以 下55までにおい て「土地等」と いう。)が買い 取られた場合	取った旨の証				「土地等」とい う。) が買い取 られた場合			
5202		 措置法規則22 条の 2 4項 4号			5202	 	#置法規則22 条の2 4項 3号	
53		 措置法64条 1 項 3 号の 4 措置法規則14 条 5 項 5 号の 10			53	 	措置法64条 1 項 3 号の 3 措置法規則14 条 7 項 5 号の 9	
54		 措置法64条 1 項 3 号の 5 措置法規則14 条 5 項 5 号の 11			54	 	措置法64条 1 項 3 号の 4 措置法規則14 条 7 項 5 号の 10	
55 国、地方公共 団体、独立行政 法人都市再生機 構		 措置法64条1 項3号の6、 65条1項1号 措置法規則14 条5項5号の 12			55 国、地方公共 団体、都市基盤 整備公団	 	措置法64条 1 項 3 号の 5、 65条 1 項 1 号 措置法規則14 条 7 項 5 号の 11	
56		 <u>措置法規則14</u> <u>条 5 項 6 号</u>			56	 	措置法規則14 条7項6号	
			(廃	止)	57 保安林整備臨 時措置法第4条 第1号又は第2	 当該森林 等の所在 する地域	措置法64条 1 項 5 号、65条 1 項 3 号	

改	正	後		改	正	前	
				号に掲げる森林 等が同条の規定 に基づいて買い 入れられ又は同 条第6条の規定 に基づいて買い 取られた場合	を管轄す る森林管 理局長	措置法規則14 条7項7号	
57	 	 措置法規則14 条 5 項 8 号		<u>58</u>	 	 措置法規則14 条 7 項 8 号	
<u>58</u>	 	 措置法規則14 条 5 項 9 号イ		<u>59</u>	 	 措置法規則14 条 7 項 9 号イ	
59 又は電気通 信事業法第141 条第5項の規定 による	 	 措置法規則14 条 5 項 9 号口		60 又は電気通 信事業法第86条 第 5 項の規定に よる	 	措置法規則14 条7項9号ロ	
<u>60</u>	 	措置法規則14 条5項9号八		<u>61</u>	 	措置法規則14 条7項9号八	
<u>61</u>	 	措置法規則14 条 5 項 9 号二		<u>62</u>	 	措置法規則14 条7項9号二	
62	 	措置法64条 1 項 3 号、65条 1 項 2 号・3 号 措置法規則14 条 5 項10号		63	 	措置法64条 1 項 3 号、65条 1 項 2 号・4 号 措置法規則14 条 7 項10号	

<u> </u>	63				
ŀ	64				
	65				
:	 66(イ) 土地等が				
E	1 から5102		第1	措置法規則14	独立行
	まで又は62		種市街地	条 5 項11号	政法人都市
	<u>から65まで</u>		再開発事		再生機構
	<u>ات</u>		業の施行		
	(ロ) <u>58から61</u>		者 <u>、防災</u>		
	<u>まで</u> の規定		街区整備		
			事業の施		
			<u>行者</u> 又は		
			措置法第		
			64条第 1		
			項第8号		
			に規定す		
			る処分を		
			行う者		
	<u>67</u>			措置法64条 1	
:				<u>項5号</u>	
				措置法規則14	
				条5項	
	68			措置法64条 1	
	_			項6号	
				措置法規則14	
				条5項7号	
	69 密集市街地	これに該当す	防災街区	措置法64条 1	
	における防災	る権利である	整備事業	項6号の2	
	街区の整備の	旨の証明	の施行者	措置法規則14	
	促進に関する			条5項7号の	
	法律による防			2	

	<u>64</u>				
ŀ	<u>65</u>				
	<u>66</u>				
	<u>67</u> (イ) 土地等が 1 から51ま		 第1	 措置法規則14	地域振
	で又は63か		種市街地	条 7 項11号	興整備公団
	ら66までに		再開発事		
			業の施行		
	(ロ) <u>59から62</u>		者 <u>又は</u> 措		
	<u>まで</u> の規定				
			規定する		
			処分を行		
			う者		
	<u>68</u>			措置法64条 1	
ŀ				項6号	
				措置法規則14	
				<u>条 7 項</u>	
	<u>69</u>			措置法64条 1	
				項6号の2	
				措置法規則14	
				条7項7号の	
				<u>2</u>	
_	±Ω\				

(新 設)

	改	正	後		改	正	前
	災街区整備事 業の施行に伴 う権利変換に より新たな権 利に変換する ことのない権 利が消滅した 場合						
(代	:行買収の要件)				代行買収の要件)		
_	_	措置法規則第14条第 5 項	第 2 号から第 4 号の 3 まつ		-	置法規則第14条第7	' 項第 2 号から第 4 号の 3 まで
(1))				(1)		
(2))				(2)		
(3))				(3)		
(4))				(4)		
(事	業施行者以外の者が支払	ムう漁業補償等)		(事業施行者以外の者が支払	ふう漁業補償等)	
64(4)	- 2 0 2			64	(4) - 2 Ø 2		
	措置法規則	<u> </u>			措置法規則	第14条第7項第8号	<u>.</u>
(1)	措置法規則第14条第5	5 項第 8 号			(1) 措置法規則第14条第7	項第8号	
(2))				(2)		
(証	明の対象となる資産の貧	節囲)		(証明の対象となる資産の輸	題)	
64(4)) - 3 <u>指</u>	措置法規則第14条第5項	第3号イ	64	(4) - 3 <u>挂</u>	置法規則第14条第7	'項第3号イ
	措置法規	見則第14条第 5 項第 5 号	:に規定する「土地収用法領	fi	措置法規	則第14条第7項第5	号に規定する「土地収用法第

二十一 第65条の2 (収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係

改 正	後	改	正	前
(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)		(収用等の場合の課税の特例	列相互間の適用関係)	
(1) <u>措置法第65条第1項第3号から第6号まで</u> に掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、 その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分	圧縮記帳の特 例 (措置法65 1 7 8 9)		第4号から第6号までに摂 D譲渡をした場合において ち、換地処分等により取得 る資産に対応する部分	圧縮記帳の特例(措置法65
(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関 65の2-2 注1 措置法第65条第1項第3号から第6号まで		(5,000万円損金算入の特例 65の2-2 注)1 措置法第65条第1] 2	 頁第4号から第6号まで	<i>,</i>
(許可を要しないこととなった日の意義) 65の2-6 (1) (2)	<u>独立行政法人</u>	(許可を要しないこととなっ 65の2-6 (1) (2)		<u>地域振興整備公団</u>
(代行買収における証明書の発行者) 65の 2 - 12措置法規則第14条第 5 項第 2 号で措置法規則第14条第 5 項第 2 号から第4		(代行買収における証明書(65の2-12 <u>で</u> 措置法	措置法規則第14条第7項	

| 地方住宅供給公社 | 又は地方住宅供 | 給公社で...... | (イ) | 人都市地域住 | (ロ) |

が..... (イ)

改	正	後	改	正	前

一十一 第65条の3 (特定十地区画整理事業等のために十地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

	改	正		後					改		正		前		
(特定土地区画	整理事	業の施行者とその買	取りをする	者との関係)			(特定土地	!区画整理事	業の施行者	とその買	取りをする	者との関係)	
65の3-1 措	置法第6	55条の3第1項第1	号に規定す	る事業の施	行者が	、国、	65の3-1 措置法第65条の3第1項第1号に規定する事業の施行者が、国、								、国、
地方公共団体、 <u>独立行政法人都市再生機構又は</u> 地方住宅供給公社であり							地方公共団体、都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団							備公団	
								であり							
(宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定)								(宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定)							
_								65Ø3 - 1Ø2							
	<u>独立</u> ?	行政法人都市再生機													
(特定土地区画	整理事	業等の証明書の区分	一覧表)					(特定土地	2区画整理事	業等の証明	書の区分	一覧表)			
65の3-4 措	置法規則	則第22条の4第1項	に規定する	書類の内容	を一覧	表で示		65の3 - 4	措置法規	則第22条の	4第1項	に規定する	書類の内容	を一覧	表で示
すと別表 2 Œ	とおり.	である。						すと別表	2のとおり	である。					
別表 2 特定	土地区i	画整理事業等に関す	る証明書の	区分一覧表	!			別表 2	特定土地区	画整理事業	等に関す	る証明書の	区分一覧表		
X	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備	考		X	分	内	容	発 行 者	根拠条項	備	考
1 国、地方	公共団	(1)			1			1 国、	也方公共団	(1)				1	
体、 <u>独立行</u> i		<u>独立行政法</u>				<u>独立</u>		··· · · · ·	市基盤整備	都					.都市
都市再生機	構又は	人都市再生機構			行]	政法人		公団、	地方住宅供	備公団、	_地方住			基盘	2整備

都市再生 機構.....

給公社又は地域振

宅供給公社又は

公団.....

宅等供給促進法	Α				宅等供給促進法	Α			
による住宅街区	B 左の口の事				による住宅街区	B 左の口の事			
整備事業、都市	業の用に供す				整備事業又は都	業の用に供す			
再開発法による	るために買い				市再開発法によ	るために買い			
第一種市街地再	取られる場合				る第一種市街地	取られる場合			
開発事業又は密	当該土地等				再開発事業とし	当該土地等			
集市街地におけ	が大都市地域				て行う公共施設	が大都市地域			
る防災街区の整	住宅等供給促				の整備改善、共	住宅等供給促			
備の促進に関す	進法第28条第				同住宅の建設又	進法第28条第			
<u>る法律による防</u>	3号に規定す				は建築物及び建	3 号に規定す			
災街区整備事業	る施行区域内				築敷地の整備に	る施行区域内			
として行う公共	の土地等 <u>、</u> 都				関する事業	の土地等 <u>又は</u>			
施設の整備改善、	市再開発法第					都市再開発法			
共同住宅の建設	6条第1項に					第6条第1項			
又は建築物及び	規定する施行					に規定する施			
建築敷地の整備	区域内若しく					行区域内若し			
に関する事業	は都市計画法					くは都市計画			
	第4条第1項					法第4条第1			
	に規定する都					項に規定する			
	市計画 <u>(以下</u>					都市計画に都			
	「都市計画」					市再開発法第			
	<u>という。)</u> に					2条の3第1			
	都市再開発法					項第2号に掲			
	第2条の3第					げる地区若し			
	1項第2号に					くは同条第2			
	掲げる地区若					項に規定する			
	しくは同条第					地区として定			
	2項に規定す					められた地区			
	る地区として					内の土地等で			
	定められた地					あり、かつ、			
	区内の土地等					当該土地等が			
	又は密集市街					当該事業の施			
	<u>地における防</u>					行者により当			
	災街区の整備					該事業の用に			
	の促進に関す					供されること			
	ļ	ı I	ı	1	I	ı	I	I	1 1

改	正	後		改	正	前	
	る条定域都法項げて地等の等のり用こあれる無に行くに第にとれ土、土事に業れ実め証を指数を開発を開始を開始を開始を開発を開始を開発を開始を開発を開始を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を				が確実であられる 旨を証す 類		

②の2) 密集市街地に おける防災街区の 整備の促進に関す る法律による防災 街区整備事業の都 市計画法第56条第 1項に規定する事 業予定地内の土地 等が、同項の規定 に基づいて、当該 防災街区整備事業	55条第1項本文 の規定により同 法第53条第1項 の許可をしなか った旨を証する 書類 ロ 同法第56条第 1項の規定によ り買い取った旨	都道府県 知事 措置法65 条の3 1項2号 の2 措置法規 則22条の 4 1項 2号 の買取り をする者	()	所 設)		,	

を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第136条第2項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 3の2)都市緑地法第17条第1項又は第3項		都市 緑地法第 17条第 2 項	302 都市緑地保全 法第8条第1項又 は第3項 は第3項 が定義 は第3項 は第3項
3の4 航空法第49条 第4項(同法第55 条の2第2項にお いて準用する場合 を含む。)の規定 により買い取られ る場合			304) 航空法第49条 第4項(同法第55 条の2第2項 <u>及び</u> 第56条において準 用する場合を含 む。)の規定によ り買い取られる場 合
4		 独立行 政法人都市 再生機構	4都市基盤整備公団
6 防災のための集	 		6 防災のための集

•		ı	1
	3	Č	5

改	正	後	改	正	前	
団移転促進事業に 係る国の財政上の 特別措置等に関す る法律の同意を得 た集団移転促進事 業計画			団移転促進事業に 係る国の財政上の 特別措置等に関す る法律の <u>承認を受</u> けた集団移転促進 事業計画			

二十三 第65条の4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

	改		正	:	後				改		正		前	
(特定商	業集積を構成	する施設を設	置する事業の	範囲)				(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)						
65の4 -	14							65Ø 4 - 14						
(1)								(1)						
(2)		連携集積活性	化事業資金		<u>独立行</u>	<u> </u>		(2)		高度化事業資金		<u>中小企</u>	業総合事	業団法第
<u>小企</u>	業基盤整備機	構法第15条第	1 項第 3 号又	は第4号		同項		21条	第1項第2号	又は第 3 号		同項第2号	イ又はハ	
第3	第3号ロ又は八													
(特定住	宅地造成事業	等の証明書の	区分一覧表)					(特定住	宅地造成事業	等の証明書の区	分一覧表)			
65の4 -	17 措置法規	則第22条の 5	第1項に規定	する書類の	内容を一	-覧表で示		65の4 -	17 措置法規	則第22条の 5 第	1項に規定	する書類の	内容を一	覧表で示
すと別	表3のとおり	である。						すと別	表3のとおり	である。				
別表 3	特定住宅地	き きゅうきゅう きゅうとう きゅうしゅう きゅうしょ きゅう	関する証明書	の区分一覧	表			別表 3	特定住宅地	造成事業等に関	する証明書	の区分一覧	表	
X	区 分 内 容 発行者 根拠条項 備 考							X	分	内 容	発 行 者	根拠条項	備	考
1					1 .			1					1 .	
-	<u> </u>	<u>独立行政</u>	-		-	独立行政			『市基盤整備	都市基盤			_	8市基盤
	企業基盤整備	法人中小企業	-			都市再生			地域振興整	整備公団、地			整備组	7.四
機構、	独立行政法	基盤整備機	<u> </u>		機構			1桶公区	団、新東京国	域振興整備公				

人都市再生機構、 成田国際空港株式 会社	構、独立行政 法人都市再生 機構、成田国 際空港株式会 社			2	.	際空港公団	団、新東京国 <u>際空港公団</u> 		2
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		☆ ┃	<u></u>	<u> </u>	****	
2の2 独立行政法人 都市再生機構以外 の者が財産を提供 して設立した団体 を除く。) 又は独 立行政法人都市再 生機構で						202都市基盤整備 公団以外の者が財産を提供して設立 した団体を除く。) 又は地域振興整備 公団で			
		ميميد			크				
3 平成6年1月 1日から <u>平成18年</u> 12月31日までの間 に						3 平成6年1月 1日から <u>平成15年</u> <u>12月31日</u> までの間 に			
302平成 6 年 1 月 1 日から平成18年 12月31日までの間 に						302平成6年1月 1日から平成15年 12月31日までの間 に			
3の3平成6年1月 1日から平成18年 12月31日までの間 に						3の3平成6年1月 1日から平成15年 12月31日までの間 に			
4独立行政法人 都市再生機構又は 独立行政法人中小						4 都市基盤整備 公団又は地域振興 整備公団に買い取			

∞	
_	

ために行う以下の	備の促進	整備の促進に	ために行う以下の		備の促進		45条第 1 号口
事業の用に供する	に関する	関する法律第	事業の用に供する		に関する		及び八に掲げ
ために、都市計画	法律第	31条第 3 項第	ために、都市計画		法律第		る要件に該当
法第8条第1項第	289条第	3号に規定す	法第12条の4第1		116条第		するものをい
5 号の 2 に掲げる	1項の規	る間口率の最	項第2号に掲げる		1項の規		う。
特定防災街区整備	<u>―</u> 定により	低限度が定め	防災街区整備地区		定により		
地区又は同法第12	指定した	られているも	計画の区域内にあ		指定した		
	市町村長	のに限る。)	る土地等が、これ		市町村長		
号に掲げる防災街	又は特別	に適合する建	らの者に買い取ら		又は特別		
区整備地区計画の	区の区長	築物で建築基	れる場合		区の区長		
区域内こある土地等が		準法第2条第					
これらの者に買い							
取られる場合		定する耐火建					
(1)		築物に該当す	(1)				
(D)		るもの並びに	(□)				
(A)		防災街区整備	(1)				
Α		地区計画に適	Α				
B 当該延焼防		合する建築物	B 当該延焼防				
止建築物の建		で密集市街地	止建築物の面				
築面積が150		における防災	積が150平方				
平方メートル		街区の整備の	メートル以上				
以上であるこ		促進に関する	であること。				
٤.		法律施行規則					
		第131条第 1					
		号口及び八に					
		掲げる要件に					
		該当するもの					
		をいう。					

10		1	10				1
		2					2
		<u>独立行政</u>					都市基盤
		法人都市再生					整備公団
		機構					
		3					3
	-	+	1			-	-

改	Œ	:	後	改	Œ	前
11 (イ) (一) (八) (一) (八) (二) 当該主法 整備 第第15条 以			1	11 (イ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ		1
(1)02 (イ)			1独立 イ独立 行政法人 中小企業 基盤整備 機構 八	(1 <u>10</u> 2) (イ) (ロ) (ハ) 当該同意基本 構想に係る事業 が高度化事業資 金の貸付けを受 けて行われるも のであること。		 1イ

(=)				<u>独立</u>		(=)				<u>中小</u>
				<u>行政法人</u>						企業総合
				中小企業						事業団
				基盤整備						
				機構						
				(2)						(2)
				2						2
				2						2
1103				1		1103				1
(1)				(1)		(1)				(1)
(D)				1		(ロ)				1
ハ 当該事業が <u>連</u>				<u>独立</u>		ハ 当該事業が <u>高</u>				<u>中小</u>
携集積活性化事				<u>行政法人</u>		度化事業資金の				企業総合
業資金の貸付け				中小企業		貸付けを受けて				事業団
を受けて行われ				基盤整備		行われるもので				
るものであるこ				機構		あること。				
ا ک										
				八		(=)				人
(本)				独立		(本)				中小
(3)				行政法人		(3)				
				中小企業						<u> </u>
				基盤整備						
				機構						
										(2)
				(2)						(2)
				2						2
				3						3
		<u> </u>	~~~~					****	<u> </u> ~~~~	
12 次に掲げる事業						12 次に掲げる事業				1
の用に供する土地						の用に供する土地				(1)
の造成に関する事				(2)		の造成に関する事				(2)
業で、一定の要件				独立行		業で、一定の要件				中小企
(_)に該当するも				政法人中小		(1)に該当する				業総合事業
のとして				企業基盤整		ものとして				<u>******</u>
(1)				工業室無正 備機構法第		(1)				第1項第2
(口) 独立行政法人				15条第 1 項		(口) 中小企業総合				第1項第2 号又は第3
中小企業基盤整	1	l	l	第3号又は	ı	事業団法第21条	l	l	l	<u>号</u>

α

改	正	後	改	正	前
備機構法第15条 第1項第3号に 規定する連携等 又は中小企業化に 寄与する事業		第4号 () () () () () () () () () (第1項第2号に規定する中小企業構造のる事業 (八) 環境事業団が行う場の集団をの他の特定の施設(2)の設置に関する事業 に関する事業		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 1	I	1	1 1 1	1	1	= W10 10 H
						事業場が集
						中し、かつ、
						産業公害が
						<u> 著しく、又</u>
						は著しくな
						<u>るおそれが</u>
						<u>ある地域に</u>
						おける産業
						公害を防止
						するための
						<u>するための</u> 工場又は事
						業場の集団
						化に必要な
						建物(これ
						に附属する
						建物を含
						<u>をいこ</u> し
						(2) (1)に掲げ
						る建物と併
						せて工場又
						は事業場の
						利用に供さ
						れる産業公
						害防止施設
						(ばい煙処
						理施設、汚
						水処理施
						設、緑地、
						道路、排水
						施設、消火
						施設その他
						の産業公害
						を防止する
						ための施設
						(これに附
1 1	I	I I	1 1 1	I	1	

改	正	後	改	正	前
					属をを、処掃法第定廃域がるれお産のつ理めれ業条5す分に設又げあそ用す合い発理は24年の処でめ域当業の適をにる団第号る場場をはるっのにの地での域である。物です2に産の処でめ域当乗的なる置境第項規終はるべに設は設される。のの清る条規業広理あらに該物か処たさ事18第定処次施口掲に、のれ

		る土地の面 積が5へク タール以上 であるもの に限る。) 工 環境事 業団法施 行令第1
		条第1号 に掲げる 施設 ロ 環境事 業団法施
		行令第1 条第2号 に掲げる 施設で、 地方公共 団体又は
		次に掲げ る法人に 譲渡され るもの (イ) 廃棄
		物の処 理及び 清掃に 関する 法律第
		15条の 5 第 1 項に規 定する 廃棄物 処理セ

改	正	後	改	正	前
					一方団出係人ち発株総は金21が公体りさはをても、法条定りさ法うそ出り、近のにはありのがでは、対し、近のでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、

		<u>をされ</u>
		た金額
		の2分
		<u>の1以</u>
		上の金
		額が地
		<u> </u>
		<u>団体に</u>
		より拠
		出をさ
		<u>れてい</u>
		<u>るもの</u>
		八 環境事
		業団法施
		<u>行令第 1</u>
		条第3号
		に掲げる
		施設で、
		地方公共
		団体、ロ
		<u>(イ)から(ハ)</u>
		までに掲
		<u>げる法人</u>
		又は事業
		協同組合
		若しくは
		事業協同
		小組合に
		<u>譲渡され</u>
		<u>るもの</u>
		二環境事
		業団法施
		行令第1
		条第4号
		に掲げる

	敷地の造成 に伴い設置 される産業 公害防止施 設で、当該 工場又は事 業場の利用 に供される もの
14	14
15独立行政法人 都市再生機構又は 独立行政法人中小 企業基盤整備機構 に買い取られる場	15都市基盤整備 公団又は地域振興 整備公団に買い取 られる場合
(廃止)	19 石油公団法第19 次に掲げる場合の区分に応知家備蓄石油の管理に必要な施設で石油体蓄会社(1)が設置する次のものの用に供するために土地等が 次に掲げる場面を設置する左の施設の用 を

改	正	後	改	正	前
			石油公団に買い取	に供するた	を行うことを
			られる場合	めに買い取	主たる目的と
			(イ) 国家備蓄石油	<u>られる場合</u>	するもの(その
			の管理の用に供	当該施設	発行済株式の
			する屋外タンク	が石油公団	総数又は出資
			貯蔵所等(危険		金額の10分の
			物の規制に関す	1項第6号	<u>7 以上が石油</u>
			る政令第2条第		公団により所
			2号 (貯蔵所の		有され又は出
			区分》に規定す	の用に供す	資されている
			る屋外タンク貯		ものに限る。)
			蔵所又は同条第		<u>をいう。</u>
			4号に規定する	該施設が左	
			地下タンク貯蔵		備蓄会社が設置する民間を
			所(2)をい		置する屋外夕
			<u>う。)</u> ロ 屋外タンク貯	びに当該土	ンク貯蔵所又
			<u>ロ</u> <u>屋外タンク貯</u> 蔵所等とともに	<u>地等を当該</u> 施設の用に	<u>は地下タンク</u> 貯蔵所につい
			設置される石油		ては、石油公
			コンビナート等		団の買取りに
			災害防止法第2	たものであ	係る土地等に
			条第10号に規定		設置する屋外
			する特定防災施		タンク貯蔵所
			設等	(ロ) 土地等が	又は地下タン
					ク貯蔵所で、
			蔵所等における		その容量の10
			石油の貯蔵、受		分の8以上を
			入れ若しくは払		<u>石油公団の行</u>
			出しを管理し、	供するため	う国家備蓄石
			又は制御するた	に買い取ら	油の管理の用
			めの装置を主と	れる場合	に供する旨の
			して設置する施	A 当該施 石油公団	取決めがある
			設並びに当該屋	設(屋外 総裁	ものに限られ

(c	
ι	A	١
•	•	-

<u>19</u> 国、地方公共団 (イ) <u>措置法65</u>

.....

改	正	=	後		改		正		前
体、 <u>独立行政法人</u> 中小企業基盤整備機構、独立行政法人 人都市再生機構…	独立行 政法人中小 企業基盤整 備機構、独 立行政法人 都市再生機 構	条の4 1項19号 措置法規 <u>則22条の</u> 5 1項 24号	独立行政 法人都市再生 機構	:	体、地域振興整備公団、都市基盤整備公団	地域振 興整備公 団、都市基 盤整備公団 		条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号	整備公団
20		措置法65 条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号イ		21				措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号イ	
2002	<u>措置法令</u> 第39条の5第 29項に規定す る者である旨	措置法65 条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号ロ		(210	2	措置法令 第22条の8第 29項に規定す るものである 旨		措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号ロ	
21		措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号		22				措置法65 条の4 1項22号 措置法規 則22条の 5 1項 27号	
22		措置法65 条の4 1項22号		23				措置法65 条の4 1項23号	

		措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>27号</u>	
23鳥獣 <u>の</u> 保護及 び狩猟の適正化に 関する法律第29条 第1項	(イ)(イ) 鳥獣 <u>の</u> 保 護及び狩猟 の適正化に 関する法律 第29条第1 項 A 当該土 地が措置	 措置法65 条の4 1項23号 措置法規 則22条の 5 1項 28号	
	地が <u>指置</u> 法令第39 条の 5 第 32項各号 B		
24		 措置法65 条の4 1項24号 措置法規 則22条の 5 1項 29号	
<u>25</u>		 措置法65 条の4 1項25号 措置法規 則22条の 5 1項 30号	

		措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>28号</u>	
24鳥獣保護及び 狩猟の適正化に関 する法律第29条第 1項	(イ)(イ) 鳥獣保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律第 29条第1項	 措置法65 条の4 1項24号 措置法規 則22条の 5 1項 29号	
	A 当該土 地が <u>措置</u> 法令第39 条の5第 34項各号 B		
25		 措置法65 条の4 1項25号 措置法規 則22条の 5 1項 30号	
<u>26</u>		 措置法65 条の4 1項26号 措置法規 則22条の 5 1項 31号	